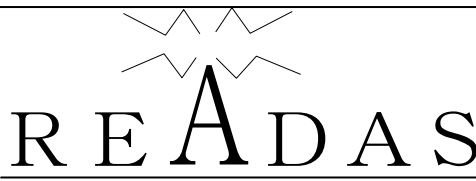


第 4437 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月 6日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税免税制度の改正に伴う注意点

Q：来年から消費税の免税制度が改正されるそうですが、それに伴って何か注意しておく必要はありますか？

A：特定期間の給与等の支払額の合計額が1,000万円を超えると課税事業者になりますので、その点も考慮して、給与の額を決定するといいでしょう。

【解説】

平成23年度の税制改正で、消費税の免税事業者の見直しが行われ、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、当課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間は課税事業者となることとなっています。

この場合、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されますが、6か月間の判定期間（特定期間）は、個人事業者の場合はその年の前年（平成24年）の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間となっています。したがって、この期間の給与等支払額が1,000万円を超えるかどうかで消費税の免税事業者になるかどうかが決まりますので、給与の額は慎重に決定するようにしましょう。なお、この給与の額には、賞与等は含まれますが、非課税となる通勤手当などは含まれません。

